

電子納品準拠図面作成代行作業約款

第1条（電子納品準拠図面作成代行作業の委託）

1. この約款は、電子納品準拠図面作成代行作業について適用される。
2. 業務委託者（以下「甲」という）は、電子納品準拠図面作成代行作業契約書（以下「注文書」という）に記載範囲の電子納品準拠図面作成代行作業（以下「代行作業」という）を有限会社ツールピット（以下「乙」という）に委託し、乙はこれを受託するものとする。
3. 本代行作業の契約は、乙指定の注文書への甲の署名捺印を持って乙が受領した時点で締結とする。

第2条（代行作業の範囲）

1. 甲は、注文書に記載の作業範囲を乙に提示するものとし、乙は、注文書の作業内容を確認し、定めた範囲の業務を委託する。
2. 見積書の内容変更・追加等が必要となった場合は、甲乙協議の上、作業範囲を確認する。
3. 甲は、代行作業に必要な電子データ、紙面データ等（以下「資料等」という）を、甲の負担と責任において乙に提供するものとし、その資料等の正確性、有用性等については乙に責任を求めないものとする。
4. 甲は、資料等については必ず複製を作成し、正副いずれかを甲の判断により乙に提供する。
5. 乙は、甲より提供された資料等を本契約第12条「機密の保持」の規定に従って取り扱う。

第3条（代行料金）

1. 代行料金は別紙注文書に記載の通りとする。

第4条（納入及び検収）

1. 乙は、注文書の記載に定める納入期限までに、甲の指定する納入場所に代行作業の実施結果（以下「成果品」という）を納入するものとする。
2. 乙の納入方法は、注文書に定める納入方法に従うものとする。
3. 乙は、成果物に対し、国土交通省の「SXFブラウザ」による最終検査を行い、その結果を乙に通知する。
4. 甲が検収期日までに乙に検収結果を通知しない場合は、当該期日の経過を以て検収に合格したものと見做す。

第5条（支払い条件）

1. 甲は、乙の代行作業が完了し、第4条による成果物の検収を完了した時は、注文書に定めた支払い方法により代行料金を乙に支払うものとする。

第6条（契約条件の変更）

1. 次の各号の一に該当する場合は、甲乙協議の上契約条件を変更することができる。
 - (1) 乙が代行作業に着手した後、甲の要請により作業範囲、スケジュールに変更、追加があったとき。
 - (2) 甲の提供した資料等に不備があったとき又は資料等の提供が遅延したとき。
 - (3) 基本作業の結果、作業量が当初計画より相当量増加することが判明したとき。
2. 前項第1号から第3号までの一に該当する場合、または甲の事由により乙の費用が増加する場合は、甲乙協議の上、代行料金及び納入期限を変更できるものとする。

第7条（遅延損害金）

1. 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が納入期日を遅延した場合には、請求原因の如何を問わず委託料金相当額をもってその上限とする。

第8条（瑕疵担保責任）

1. 成果物の検収後に瑕疵が発生した場合、甲は速やかにその内容を乙に通知するものとし、乙は乙の費用と責任においてこれを補修するものとする。
2. 前項の瑕疵担保期間は、成果物の納入・検収後1ヶ月間とする。

第9条（損害賠償責任）

1. 成果物の瑕疵により、甲が直接且つ通常の損害を被った場合には、乙はその損害について、代行料金の範囲内で賠償する責めを負う。
2. 本条の損害賠償請求は、成果物の納入・検収後1ヶ月以内に行わなければ、その請求権を行使することはできない。

第10条（免責）

1. 第8条の瑕疵担保責任及び第9条の損害賠償責任は、以下の各号の一に該当する場合には適合しないものとする。
 - (1) 成果物の作成過程で使用するコンピュータソフトの性能に起因して生じる成果物の体制崩れに対して、技術的に対処不能な場合。
 - (2) 提供された資料等の品質に起因して成果物の判読性が低下する場合。
 - (3) 成果物の作成過程で使用するコンピュータ環境に起因して生じるフォントイメージの変化など、成果物の有用性に影響がないと乙が判断する場合。
 - (4) 乙の責に帰さない事由による資料等の汚損、紛失。
 - (5) 不可抗力、その他乙の責めに帰さない事由による成果物の納入遅延又は本約款の一部又は全部の不履行。

第11条（使用責任）

1. 甲における成果物の使用並びにその運用管理は甲の責めにおいて行われるものとし、成果物の使用結果並びに使用により生じた甲の損害又は第三者からの甲に対するあらゆる請求については、乙はその責めを負わない。

第12条（機密の保持）

1. 甲及び乙は、代行作業の遂行上知り得た相手方の業務上の秘密情報及び技術情報等を、第三者に開示、漏洩又は提供してはならない。
2. 前項の規定は、次の各号の情報等には適用しない。
 - (1) 既に公知のもの。
 - (2) 既に自己が所有していたことを立証できるもの。
 - (3) 相手方の情報等とは無関係に独立して自ら開発したもの
 - (4) 第三者から秘密の保持の義務を伴わず正当に入手したもの。
 - (5) 第三者への開示について、事前に相手方の書面による承諾を得たもの。
3. 本条の規定は、本契約の終了後といえども効力を有するものとする。

第13条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合は、契約の一部又は全部を解除することができる。
 - (1) 正当な理由無く、契約の一部又は全部を履行しないとき。
 - (2) 契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することが出来ないと認められるとき。
 - (3) 他の債権につき、差押え、仮差押え、又は仮処分を受けたとき及び強制執行、競売の申し立てを受けたとき。
 - (4) 支払いを停止したとき、並びに振出、保証又は裏書にかかる手形・小切手が不渡りとなったとき。
 - (5) 租税公課につき滞納処分を受け又は保全差押えを受けたとき。
 - (6) 破産、会社整理、民事再生、会社更生、任意整理又は清算手続きに入ったとき。
 - (7) 資産に関する不信用な事実があったとき。
 - (8) その他、契約の履行が出来ないことが判明したとき。
2. 甲及び乙は、前項に基づき契約を解除した場合、既納入部分で検収に合格した成果物があるときは、その部分について乙の業務を完了とすることができる。この場合、甲は当該完了部分に相当する委託料金につき、乙に支払うものとする。

第14条（管轄裁判所）

1. 契約に関して生じた一切の紛争の処理については、福井地方裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（協議事項）

1. 本契約に定めのない事項又は契約の条項に関し疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

以上

（初版：平成17年12月20日作成）